

船橋市議会傍聴規則

昭和 57 年 11 月 1 日

議会告示第 2 号

船橋市議会傍聴規則

船橋市議会傍聴規則（昭和 34 年船橋市議会告示第 2 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 130 条第 3 項の規定に基づき、傍聴に関し、必要な事項を定める。

（傍聴席の区分）

第 2 条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

（傍聴人の定員）

第 3 条 一般席の傍聴人の定員は、105 人とする。

2 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項の定員により難しい場合は、同項の規定にかかわらず、議長が別に定員を定めることができる。

（傍聴券等の交付）

第 4 条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券（第 1 号様式）又は傍聴証（第 2 号様式）の交付を受けなければならない。

（傍聴券）

第 5 条 傍聴券は、会議当日傍聴席入口前で先着順により交付する。

2 傍聴券の交付を受けようとする者は、傍聴受付票（第 3 号様式）に住所及び氏名を記入しなければならない。

3 傍聴券の交付を受けた者は、交付を受けた日に限り傍聴することができる。

（傍聴証）

第 6 条 傍聴証は、報道関係者のうち、議長が必要と認めるものに交付する。

2 傍聴証は、会期ごとに交付するものとし、交付を受けた者は、当該会期を通じて傍聴することができる。

（傍聴券等の提示）

第 7 条 傍聴人が入場しようとするときは、傍聴席入口で傍聴券又は傍聴証を係員に提示しなければならない。

2 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券又は傍聴証を提示しなければならない。

（傍聴券等の返還）

第 8 条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

2 傍聴証の交付を受けた者は、当該会期が終わったときは、これを返還しなければならない。

(議場への入場禁止)

第9条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第10条 次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険な物を持っている者
- (2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) 前3号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 議長は、必要があると認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び第2号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第11条 傍聴人は、傍聴席においては、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 静粛にすること。
- (2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。
- (3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にし、かつ、使用しないこと。ただし、議長の許可を得たときは、音を発しない状態にして使用することができる。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(写真の撮影、録音、録画、放送等の制限)

第12条 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第13条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、直ちに退場しなければならない。

(係員の指示)

第14条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第15条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場さ

せることができる。

(準用規定)

第16条 第10条から前条までの規定は、傍聴を許可した委員会にも準用する。

附 則

この規則は、昭和57年11月29日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日議会告示第2号)


この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年3月31日議会告示第1号)

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

第1号様式


表

<p>No.</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px auto; width: 60%;">傍 聴 券</div> <p>※ 本券は、交付当日限り有効です。 ※ 傍聴を終え退場するときは、係員にお返 してください。 ※ 裏面の注意事項をお読みください。</p> <p style="text-align: center;">船 橋 市 議 会 </p>	<p>↑</p> <p>12.8cm</p> <p>↓</p>
<p>←</p> <p>18.2cm</p> <p>→</p>	

裏

<p>注 意 事 項</p> <ol style="list-style-type: none">1 傍聴される方は、議場へ入ることができません。2 傍聴席では、次の事項を守ってください。<ol style="list-style-type: none">(1) 静粛にすること。(2) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。(3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にし、かつ、使用しないこと。ただし、議長の許可を得たときは、音を発しない状態にして使用することができる。(4) 飲食又は喫煙をしないこと。(5) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。3 傍聴される方は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしようとするときは、あらかじめ議長の許可を得なければなりません。4 傍聴される方は、すべて係員の指示に従ってください。
--

第2号様式

No.
傍 聴 証
報道機関名 _____
※ 本証は、会期中に限り有効です。 ※ 会期が終わったときは、直ちに事務局へ お返してください。
船 橋 市 議 会 

← 18.2cm →

↑ 12.8cm ↓

第3号様式

〈傍聴受付票〉

下欄に所定事項を記入の上、係員に渡してください。

氏 名	
住 所	

(事務局使用欄)

交付年月日	年 月 日	交付番号	
返還		備考	